

平成25年度 第1回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第1回委員会では平成20～23年度に再評価を実施した事業のフォローアップ報告を行った。

1 日 時 平成25年7月23日（火） 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 京都ガーデンパレス 2階「鞍馬」

3 出席者

(1) 委員

小林委員長，荒川副委員長，大山委員，葛城委員，川浦委員，桑原委員，佐伯委員

(2) 市職員

建設局長，建設局防災・減災担当局長，建設局建設企画部長，建設局建設企画部担当部長，建設局道路建設部長，建設局水と緑環境部長，建設局都市整備部長，建設局事業推進室長，建設局事業推進室担当部長，都市計画局住宅室担当部長，上下水道局下水道部長，ほか関係職員

4 内 容

委員会における質疑応答は，以下のとおり。

・街路事業「H23-2 鴨川東岸線（第二工区）」

＜質疑応答無し＞

・道路事業「H23-4 城南宮道」

＜質疑応答無し＞

・河川事業「H21-8 旧安祥寺川」

委 員： この事業は，以前にも何回か報告を受けていると思うが，フォローアップの目的は何か。

京都市： 再評価の実施後，5年間を経過した時点で事業が継続していれば，再び再評価を実施することになるが，その間，事業が進んだり止まったり色々な状況があるので，その状況を報告することがフォローアップの趣旨である。

・河川事業「H21-9 新川」

委 員： 地下水に配慮しなければならない理由はなぜか。

京都市： 水掛橋から見て南東の方向に地下水は流れているが，水掛橋の南東には井戸を使っている家が数多くある。地下水の流れを分断するような形で新川を施工することになり，井戸水に影響を及ぼすことが予想されたので，地下水調査を行っている。

委 員： 影響は出ていないということか。

京都市： 出ていない。

委 員： 時間雨量50mmに対して河川改修を行っているということであるが，昨今のゲ

リラ豪雨では、もっと雨が降る時がある。京都市の河川改修の目標がまだ時間雨量 50mm 対応ということか。

京都市： 実は、新川の断面はもう少し大きな雨が降っても耐えられるように改修しているが、河床を暫定の高さまで埋め戻している。新川の放流先である桂川の河床が下がらないと、新川の河床を下げて水が溜まってしまうため、河床を暫定の高さまで埋め戻している。基本的には、暫定河床を下げて流下させたいと考えているが、流下先の桂川が未改修ということである。

委 員： 桂川の改修を待っているということか。

京都市： そうである。

委 員： 新川は、平成 30 年度に完成する予定であるが、それまでに桂川は改修されるのか。

京都市： 桂川の改修の見込みは立っていない。

委 員： 新川が完成しても暫定河床を下げられる見込みはまだ無いということか。

京都市： そうである。しばらくは暫定河床の状態が続くということになる。

・土地区画整理事業「H22-8 伏見西部第五地区」

委 員： 事業の見直しはどれぐらいの規模で行うのか。

京都市： 平成 22 年度の本委員会では、実情に合わせて、できるだけ地区を縮小しながら事業計画を見直すべきという意見をいただいている。現在の考え方は、面積割合で 4 割程度となる既成の開発区域を除外し、また、事業費を現在の 4 割程度にまで抑えるような内容で、見直しの作業を進めている。

委 員： 現在、未整備個所となっている部分は、今後、引き続き整備を行う方針ということか。

京都市： 現在の既成宅地と大規模な京都競馬場の駐車場を地区から除外し、横大路運動公園の北側に位置する農地部に集中投資していく方針である。

委 員： 既成宅地等の未整備個所は、計画から除外されるということか。

京都市： そうである。事業中の地区の縮小は、全国的にも稀なケースである。区画整理の場合は、事業計画を作成し、それをベースに権利者の方々の土地を再配置していくが、事業計画等の縦覧では数多くの意見が出てくる。その意見を 1 つ 1 つ処理していく作業を積み重ねて来ているが、それをもう 1 回リセットしてやり直すということになるので、権利者の方々には十分丁寧な説明が必要であり、現在その部分に時間を費やしている状況である。

委 員： 本当に丁寧な説明が必要と思うので、よろしく願いたい。

・住宅地区改良事業「H23-6 三条鴨東地区」

委 員： 不良住宅の基準を教えて欲しい。

京都市： 人が住んでいる場合でも不良住宅と認定する場合もあれば、もちろん空き家でも不良住宅と認定する場合もある。これだから不良住宅であるという決め手を説明するのは難しい。古くても手を入れて改修されていれば、不良住宅とならない場合も

あるので、事業開始時にコンサルタントに委託して不良住宅かどうかを判断し、不良住宅と認定されれば、買収、除却の対象となる。

委員： 住人の意思で不良住宅かどうか決まることもあり得るのか。

京都市： 不良住宅かどうかは客観的に認定する。不良住宅に住んでいる方がおられたら、そこは除却対象の住宅なので、明け渡してもらえますかと話をすることになる。その住宅は、京都市で買収して除却するという事業を進めていく形になる。人が住んでいる場合でも不良住宅と認定する場合がある。

委員： 土地関係はどうなっているのか。

京都市： 道路や公園などの公共施設を整備する場合は、土地を買収する必要がある。不良住宅の建物だけを買収するということになると、土地だけを持っていても、そこに新しい家を建てる資力が無い場合もあるので、土地も合わせて買収して欲しいというのが通例である。ほとんどの事業では、土地と建物をセットで買収し、不良住宅の建物は、京都市で除却するという形で事業を進めている。

委員： 除却対象は土地も含めて個人の所有ということか。

京都市： 除却対象の建物の土地は、個人所有を想定している。土地の所有者、建物の所有者、入居者がそれぞれ違うケースもあるが、それぞれに補償して立ち退いてもらうことになる。

委員： 交渉が難航している場合、売却価格はどのように算定されるのか。一般の市場と差が出て、価格が上がっていく場合もあるのか。

京都市： 買収や補償の価格は、公共事業一般で用いられている公共用地の取得に関する一般補償基準に基づいて算出している。交渉が難航しているので、買収や補償の価格を積み増すということとはできない。

委員： 一般的な話になるが、不良住宅ではイメージが悪く聞こえるので、もっと違う言葉は無いのか。

京都市： 住宅地区改良法に規定があり、不良住宅あるいは良住宅という仕分けを行い、不良住宅については、事業の目的として買収、除却するということになっている。不良住宅と良住宅の仕分けは、法に基づきどうしてもしなければならない。

委員： この地区で改良住宅として建設されるのが、全体で95戸ということか。

京都市： 三条鴨東地区で建設する改良住宅は2棟で95戸であり、既に建設が終わっている。

委員： 今後は改良住宅を建設せず、95戸で完了ということか。

京都市： そうである。

委員： 平成26年度が完成予定ということなので、残りの緑地や公共的な部分を整備していくということなのか。

京都市： そうである。計画上は緑地等を整備するとなっているが、そこにはまだ未買収の物件が10軒程度ある。

委員： 三条通沿いに建っている部分か。

京都市： だいぶ除却は進んでいるが、三条通側に何軒かと、その他にも何軒か残っていて、現在、その買収に取り組んでいる。まだ、物件調査が終わっていない建物もあって、

もう少し時間が掛かると考えている。

委員：京都市全体で見ると、住宅関係の事業は今は最盛期なのか、それとも終盤を迎えているのか。

京都市：昨年度は、本委員会で東九条地区の住宅市街地総合整備事業の説明をさせていただいた。東九条地区も建物の建設は終わっていて、今後は未買収の不良住宅を買収し、緑地や公園を整備していく予定である。三条鴨東地区も建物の建設は終わっており、残りは不良住宅の買収と緑地や公共施設の整備ということで、事業も終盤を迎えている。京都市では、この他に住宅地区改良事業として崇仁地区があり、そこでは改良住宅を1棟建てる予定であるが、その改良住宅が京都市で最後の改良住宅になる予定である。平成27年度中の建設、竣工を予定している。

委員：改良住宅の建設が95戸で不良住宅の除却が138戸となっているが、不良住宅に住んでいた方が必ずしも改良住宅に入るということではないのか。

京都市：不良住宅に住んでいる方が必ずしも改良住宅に入るということではない。不良住宅に住んでいない方もいれば、事業開始時に住んでいても新棟ができて入居する時には亡くなっておられる場合もあるので、実際には不良住宅の3分の2ぐらいの方が入居されることになる。

委員：三条通の不良住宅を除却して大きな緑地を整備するとすると、三条通から見た時の景観が少し気になる。建物が連続している町並みがどうなるのか教えて欲しい。

京都市：交通の便も良い場所であるし、そこに緑地を設けるのはどうかという趣旨の質問であると思う。現在、当該地区の特性を踏まえた土地利用の在り方について、検討を進めているところである。

- ・下水道事業「H20-11 下水高度処理施設整備事業 鳥羽処理区」
- ・下水道事業「H20-12 下水高度処理施設整備事業 吉祥院処理区」
- ・下水道事業「H20-13 下水高度処理施設整備事業 伏見処理区」
- ・下水道事業「H20-14 下水高度処理施設整備事業 山科処理区」

委員：下水高度処理施設整備事業は、当初の完成予定年度から変更で10年延長しているが、吉祥院処理区は進捗率が89.1%まで進んでいるにも関わらず、完成予定年度は他の処理区と同じで10年延長することになるのか。

京都市：吉祥院処理区の進捗率は89.1%と進んでいる状況にあるが、今後、吉祥院水環境保全センターは鳥羽水環境保全センターと統合し、一体的に整備していくこととしている。鳥羽水環境保全センターの施設の高度処理化を進めることによって、効率的な高度処理化の進捗を図っていく。大阪湾流域別下水道整備総合計画の目標年次である平成37年度を目標として整備を進めていきたい。

委員：吉祥院処理区の鳥羽処理区への統合について、鳥羽処理区の方が事業の進捗率が悪いが、鳥羽処理区の方へ統合するのは、吉祥院処理区の方が上流側にあるからか。

京都市：確かに位置関係もあるが、京都市の場合、鳥羽処理区は最大の規模であり、その鳥羽水環境保全センターから桂川、西高瀬川の両河川に放流されるので、高度処理による効果も吉祥院水環境保全センターよりはるかに大きい規模となっている。このよう

なことを総合的に考慮すると、鳥羽水環境保全センターと一体的に整備する方が効果的である。

委員： 日本の下水の高度処理技術は確かに高いと思うが、その技術の進歩と水質基準の変更など、事業への影響は大きくないのか。

京都市： ご指摘のように、下水の高度処理技術は進展しているが、現状で水質汚濁防止法等の水質基準を満足していることもあり、また、施設のグレードを上げていくことは、膨大な費用が必要となるので、一度に進めることはできない。老朽化した施設、設備の改築更新に合わせて段階的に高度処理施設の整備を進めていくこととしている。他都市でも様々な処理方法が実施されているが、しっかりと確立した高度処理技術を段階的に導入することによって、改築時期に応じて施設整備後の水質向上を図っていく。一方、高度処理技術は変化があるとはいえ、一定の技術が開発され実際に運用される中で、その運転管理も含めて確立された技術が現状ではかなり定着してきており、当面予定している高度処理の手法は、安心して使える技術、また確立された技術を導入して、高度処理化を進めていきたいと考えている。

委員： この事業は処理施設だけを対象としているのか。管路等は対象としていないのか。

京都市： 各水環境保全センターの中での施設の整備を対象としている。

委員： 完成予定が平成37年度と随分先の話であるが、既存施設を使いながら整備をしていくので時間が掛かるのか。あるいは予算確保が難しいため、時間が掛かるのか。

京都市： 淀川や大阪湾の水質を守るということで、京都市だけではなく、流域の自治体それぞれが事情のある中連携して、段階的に高度処理化を進めているため、目標年次も平成37年度という少し先の目標となっている。

委員： 完成予定が平成37年度となっているが、施設ごとに効果の発現年度が違うので、早いところは平成25年度から効果が段階的に発現され、最終の完成が平成37年度になるということか。

京都市： そうである。各水環境保全センターは水処理が複数の系列に分かれている。老朽化の程度に応じて優先順位を付けて改築しながら、高度処理化を図っている状況である。

委員： 老朽化がもう一つの要因としてあるということか。

京都市： そうである。

委員： 直すのであれば、その機会をつかまえてということか。

京都市： 老朽化の更新が必要な時期に合わせて高度処理化を図っている。

委員： 老朽化の更新に合わせて高度処理化を行っていることは分かるが、その文面だけを読むと不安材料が残るような気がする。

京都市： 下水の高度処理には幾つもの側面があると考えているが、大阪湾や瀬戸内海のような閉鎖性水域の水質を改善するために、窒素とリンの除去に重点を置いて取り組んでいる。窒素とリンの除去は、現在の処理能力では十分ではなく、系列ごとに順次進めていかなければならない。それと、大阪湾や淀川流域全体の自治体と連携をしながら進めていく関係で、目標年次が少し先になっている。ただ、それだけで見るとなかなか進まないのではないかということになるが、水処理の項目は窒素やリンだけではなく、他にも非常に多くあるが、有害物質等もこれまでの下水処理で十

分満足できるものとなっており、放流先である淀川の水質はかなり向上している。それから、大阪等の水道水源としての水質も、これまでの下水処理によって格段に向上している。色々な有害物質も下水処理の過程で除去して、安全な水質で放流しているので、安心していただければと考えている。

- ・下水道事業「H20-15 浸水対策事業 新川排水区」
- ・下水道事業「H20-16 浸水対策事業 西羽束師川第2排水区」
- ・下水道事業「H20-18 合流式下水道改善対策事業 伏見大手筋地域」

委員： 下水を貯留するための施設はどれぐらいの大きさか。

京都市： 現在整備中の伏見大手筋幹線は、約9,000m³の容量である。この他にも同様の貯留施設を整備しているが、場所によっては数万m³の規模もある。伏見大手筋幹線の場合、管の直径が最大で約3mで、口径は途中で変化するが、延長は2,400m程度である。

委員： それは道路の下に整備しているのか。

京都市： そうである。このような施設を整備するために、道路を開削することはできないので、シールド工法や推進工法といった、立坑を掘ってそこから下水管を構築していくトンネル方式で、整備を進めている。

